

町外の企業も対象!

宇多津町に社宅を取得すると最大 **100万円** を助成します

賃借もOK!

令和6年度 宇多津町社宅整備補助制度

宇多津町は、本町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに賃借又は取得した法人に対して、補助金を交付します。

1. 補助金額

補助金額 1戸あたり **10万円**

※1事業者で1年度 最大10戸（100万円）まで

※事前相談・事前申込みが必要です。

2. 補助対象の要件

(1) 補助対象者

- ①法人格を有する団体であること（国・地方公共団体、その関係機関は除く）。
- ②宇多津町の町税を滞納していないこと。
- ③破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④暴力団等ではないこと。

(2) 補助対象社宅

- ①補助対象者が、補助対象期間に宇多津町内に新たに賃借又は取得した住宅であること。
- ②当該社宅に、従業員(※)が補助対象期間に町外から転入し居住していること。
- ③当該従業員が、**令和7年1月1日**において当該住宅に住居登録をしていること。

※従業員とは、期間の定めのない労働契約により事業者には雇用された者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者として雇用された者を除く。）をいう。

3. 補助対象期間

令和6年1月1日（月）～ 令和6年12月31日（火）

（補助年度の前年度の1月1日 から 補助年度の12月31日 まで）

4. 申請方法

事前にまちづくり課に相談し、事前申込書をご提出ください。

本申請は、申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、まちづくり課へご提出ください。
申請書はまちづくり課で配布のほか、町ホームページにも掲載しています。

※次の添付書類が揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

【申請時の添付書類】

- ①法人の登記事項証明書
- ②宇多津町における町税の完納証明書
- ③要件確認申立書（様式第2号）
- ④補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書兼誓約書（様式第3号）
- ⑤社宅を賃借した場合、賃貸借契約の内容及び社宅として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し）
- ⑥社宅を取得した場合、当該事実を確認できる書類（建築工事請負契約書、売買契約書等の写し）

※⑤及び⑥については、社宅の所在地、契約金額、契約日、契約者の氏名・押印がある箇所

5. 申請の流れ

①事前相談・ 事前申込

- ① **事前申込期間：令和6年4月1日（月）～同年9月30日（月）**
 - ・当制度を希望される場合は、原則として事前申込みが必要です。
 - ・ご検討の際は必ず事前相談を行ってください。事前申込みなく、本申請をされた場合は、交付を受けられない場合があります。

②本申請

- ② **本申請期間：令和7年1月6日（月）～同年2月28日（金）**
 - ・交付申請書と必要書類をまちづくり課へ直接ご提出ください。
 - ・補助対象社宅に入居の者の住民登録の状況を確認します。
 - ・申請期間内であっても、交付見込額が予算額に達した時点で、受付を終了することがあります。

③審査

- ③ 書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。
 - ・状況により、追加資料の提出を求める場合や実態調査を実施する場合があります。
 - ・補助要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。

④交付決定

- ④ 審査完了後、交付決定の通知を送付します。

⑤請求

- ⑤ 交付決定通知書送付時に請求書を同封しますので、ご提出ください。

⑥振込

- ⑥ 請求書を受付後、順次口座振込みにより補助金を交付します。
 - ・不正や、補助要件に合致しない事実を確認した場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、補助金を返還していただきます。

問い合わせ・申し込み先

宇多津町役場 まちづくり課（香川県綾歌郡宇多津町 1881）
Tel 0877-49-8009
Mail machi@town.utazu.kagawa.jp